平成２１年（フ）第１５１５２号
神奈川県小田原市前川592―１―102
債務者　和田　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１６０号
東京都江東区大島４丁目１―６―834
債務者　竹内　洋至
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２０１号
神奈川県藤沢市石川１丁目12―12藤沢寮
債務者　佐久川ルイスこと　サクガワ　ルイス　アルベルト
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２０３号
岩手県奥州市胆沢区小山字龍ヶ馬場73―15
大鐘ハイツⅡ１号室
債務者　佐々木　匠
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２０４号
東京都日野市栄町３丁目７―40―102
債務者　関根　宏有
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２０５号
愛知県名古屋市天白区鴻の巣２―2101―304、住民票上の住所岐阜県岐阜市西鶉６丁目23―605
債務者　木村　隼人
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２０６号
広島県山県郡北広島町有田808―１―Ａ―102
債務者　濱本　綾香
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２０８号
愛知県豊川市千歳通１丁目40―201
債務者　山田　竜司
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２０９号
神奈川県横浜市青葉区新石川４丁目20―14―106
債務者　遠藤　元樹
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２１０号
東京都大田区矢口２丁目21―16―918
債務者　木村　靖夫
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２１１号
千葉県千葉市中央区千葉寺町347―１―101
債務者　中田　智典
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２１２号
東京都新宿区西新宿４丁目28―23
債務者　渡邉　未麗（旧姓富山）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２１４号
和歌山県橋本市清水462
債務者　小出　澄代
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２１５号
福岡県前原市大字板持119―３
債務者　田浦美智子（旧姓楢崎）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２１６号
神奈川県厚木市緑ヶ丘４丁目２―416
債務者　デラクルス　ルデンナ　アルマンド
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部